

御注意ください！

JFBA 日本弁護士連合会

東京電力からの請求書類

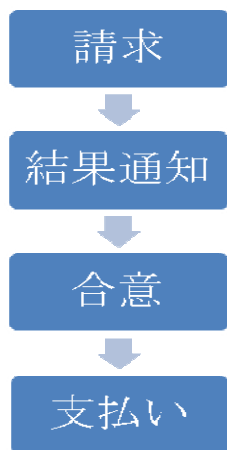
～福島第一、第二原子力発電所の事故に伴う原子力損害賠償～

東京電力株式会社から被災者に向けて、原子力損害賠償の請求書類の一式が届き始めました。請求の御案内のみでも150ページ以上と膨大なものであり、記入方法に迷う項目も多く、複雑で煩雑なものとなっています。

同請求書類は、東京電力株式会社の損害賠償基準に則ったものですが、日本弁護士連合会は、東京電力株式会社の損害賠償基準自体について被災者の方々の補償の基準として問題が多いことを指摘してきました。財産価値の減少分の補償部分という重要な部分について、この書式では請求できないことになっているなど、この請求書類を利用して請求を行いたい方も、正確な申立てを行うため、弁護士等専門家のアドバイスや助力を得るなど、慎重を期していただくようお願いいたします。

なお、損害賠償を簡易に受ける方法としては、東京電力株式会社に対する直接の請求のほかに、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる方法もありますので、慎重に御検討ください。

慎重な検討を！



慎重に記入しないと、後から請求ができなくなるおそれがあります。

- ・請求書に「同一保証対象期間における各保証項目の請求は1回限りとする」とあり、請求漏れがあっても後から請求できなくなるおそれがあります。
- ・領収書原本の提出が求められています。大切な証拠書類が手元からなくなってしまうと、後からの請求がますます困難になってしまうおそれがあります。
- ・請求書類中に同封された「合意書」には、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と記載されています。一度合意をしてしまうと、その期間のその項目の損害について、それ以上の請求ができなくなります。
- ・少しでも疑問、不安な点があったら、必ず弁護士に相談してください。

弁護士が説明会を行っています

全国各地の弁護士会において、震災無料法律相談を行っています。また、原発賠償説明会・相談会を行っている地域もあります。説明会や相談会は、原則無料です。まず弁護士による説明や相談を受けてから、東京電力からの請求書類を利用するかどうかを決めることをお勧めします（お近くの相談先については裏面を御覧ください。）。

損害賠償請求の手続の方法は1つではありません

東京電力から送付された請求書を返送することだけが、損害賠償請求の手続ではありません。9月1日から「原子力損害賠償紛争解決センター」という第三者機関が申立て受付を開始しています。ここでは、公正・中立な立場の仲介委員（弁護士）が東京電力と被害者の間に入り、和解の仲介を行います。また、訴訟を提起するという方法もあります。このようにいろいろな方法がありますので、よく弁護士に相談しながら、御自身にとって一番よい解決手段を御検討ください。

お問い合わせ： 日本弁護士連合会：東日本大震災・原子力発電所事故対策本部事務局
TEL：03-3580-9956/FAX：03-3580-9957
MAIL：jfba-saigai-honbu@nichibenren.or.jp
URL：http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/higashinohon_daishinsai.html

1 個別事件の御相談・御依頼（弁護士等）

※下記以外にも各地で弁護士団が結成されていますが、9月15日時点でHPが開設されているものだけを御紹介しています。今後新たな情報は日弁連のHP等で情報提供していきます。

福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

TEL 024-533-7770（平日 午前10時～午後3時）

（つながりにくいこともあります。御了承ください。）

URL http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf

東京 原発被災者弁護士

TEL 0120-730-750 URL <http://ghb-law.net/>

埼玉 原発被災者弁護士

TEL 048-642-3883 URL <http://genpatsu.bengodan.jp/>

2 弁護士の相談窓口

※なお、こちらは東京電力の請求書式の書き方に関する窓口ではなく、原発事故も含む東日本大震災に関する相談窓口になりますので、御注意ください

東日本大震災電話相談

TEL 0120-366-556（フリーダイヤル）（平日午前10時～午後5時）

主催 日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法支援センター

その他の弁護士の震災無料相談窓口

以下の日弁連のHP又は各弁護士のHPを御覧いただくか、各弁護士の代表電話でお尋ねください。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/higashinohon_daishinsai/saigaihhukou_2.html

弁護士会	電話番号(代表)	弁護士会	電話番号(代表)	弁護士会	電話番号(代表)
東京	03-3581-2201	和歌山	073-422-4580	宮崎県	0985-22-2466
第一東京	03-3595-8585	愛知県	052-203-1651	沖縄	098-865-3737
第二東京	03-3581-2255	三重	059-228-2232	仙台	022-223-1001
横浜	045-201-1888	岐阜県	058-265-0020	福島県	024-534-2334
埼玉	048-863-5255	福井	0776-23-5255	山形県	023-622-2234
千葉県	043-227-8431	金沢	076-221-0242	岩手	019-651-5095
茨城県	029-221-3501	富山県	076-421-4811	秋田	018-862-3770
栃木県	028-622-2008	広島	082-228-0230	青森県	017-777-7285
群馬	027-233-4804	山口県	083-922-0087	札幌	011-281-2428
静岡県	054-252-0008	岡山	086-223-4401	函館	0138-41-0232
山梨県	055-235-7202	鳥取県	0857-22-3912	旭川	0166-51-9527
長野県	026-232-2104	島根県	0852-21-3225	釧路	0154-41-0214
新潟県	025-222-3765	福岡県	092-741-6416	香川県	087-822-3693
大阪	06-6364-0251	佐賀県	0952-24-3411	徳島	088-652-5768
京都	075-231-2336	長崎県	095-824-3903	高知	088-872-0324
兵庫県	078-341-7061	大分県	097-536-1458	愛媛	089-941-6279
奈良	0742-22-2035	熊本県	096-325-0913		
滋賀	077-522-2013	鹿児島県	099-226-3765		